

(証券コード 8801)

平成19年6月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

三井不動産株式会社

代表取締役
社 長 岩 沙 弘 道

第95回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第95回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第95期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき9円と決定いたしました。

第 2 号議案 取締役 8 名選任の件

本件は、原案どおり岩沙弘道、大室康一、曾田立夫、生江隆之、影山美樹、青木利晴の 6 氏が再選され、新たに松本光弘、早川吉春の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、青木利晴、早川吉春の両氏は、社外取締役であります。

第 3 号議案 監査役 3 名選任の件

本件は、原案どおり岡田明重氏が再選され、新たに永田和一、西田敬宇の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、岡田明重、西田敬宇の両氏は、社外監査役であります。

第 4 号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、退任取締役 田中順一郎、林洋太郎、永田和一、佐藤実の各氏ならびに退任監査役 椿原久光氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに原案どおり承認可決されました。

また、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役および監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止したことに伴い、第 2 号議案で再選された取締役 岩沙弘道、大室康一、曾田立夫、生江隆之、影山美樹の各氏および在任中の監査役 登張信實氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに原案どおり承認可決されました。

第 5 号議案 取締役賞与支給の件

本件は、原案どおり当期末時点の取締役 9 名に対し、取締役賞与を総額264,000,000円支給することに承認可決されました。

第 6 号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

本件は、原案どおり取締役の報酬等の額を月額6,000万円以内、監査役の報酬等の額を月額1,300万円以内にそれぞれ改定することに承認可決されました。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第 7 号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額および内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額を年額 2 億円以内とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限を100,000個（各新株予約権の目的である株式の数は 1 株）とすることと決定いたしました。

以 上

なお、本総会終了後に開催された取締役会において、代表取締役社長に岩沙弘道、代表取締役副社長に大室康一、曾田立夫、専務取締役に松本光弘、生江隆之、影山美樹の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、本総会終了後に開催された監査役会において、永田和一氏が常勤の常任監査役に選定され、就任し、引き続き登張信實氏が常勤の監査役であることを確認いたしました。

配当金のお支払いについて

第95期の期末配当金（1株につき9円）は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡期間内（平成19年6月29日から平成19年7月31日まで）に最寄りの郵便局でお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

なお、振込ご指定の方には、「期末配当金計算書」および「お振込先について」を同封しておりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。